		日	号外	ページ
二一九	建築基準法第二条第九号の二イ(2)に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件	二五	69	三七
二二〇	主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める件	二五	69	三八
二二一	防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示	二五	69	三八
二二二	海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件	二五	69	二四
二二三	船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示	二五	69	二五
二二四	国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示	二五	69	二六
二二五	特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件	二六		六
二二六	港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の全部を改正する件	二六	71	一四
二二七	壁等の構造方法を定める件	二六	71	一五
二二八	壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件	二六	71	一七
二二九	内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件	二六	71	一七
二三〇	建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等が確保しなければならない機能を定める件	二六	71	一七
二三一	主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件	二六	71	一七
二三二	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき国土交通大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件	二六	71	一八
二三三	水先人に免許を与えた件	二七		七
二三四	阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示	二七	73	一四
二三五―二三八	高速自動車国道に関する件	二八		四
二三九	砂防法第二条の土地を指定する件	二八		四
二四〇―二四一	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二八		五
二四二	登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件	二八	77	八四
二四三	砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件	二九		八
二四四	料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示	二九		八
二四五―二五二	高速自動車国道に関する件	二九		八
二五三―二五五	都市計画に関する件	二九		九
二五六	国土交通省の職員が運輸安全委員会設置法第二十二条に基づく立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示を廃止する告示	二九	79	六九
二五七	海上運送法に基づく安全統括管理者試験及び運航管理者試験の内容及び方法の基準等を定める告示	二九	79	七〇
二五八	国土交通省建設業者提出書類閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示	二九	80	一六
二五九	国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件の一部を改正する告示	二九	80	一六
二六〇	防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件	二九	80	一七
二六一	排出ガス対策型建設機械の指定に関する件	二九	80	一八
二六二	低騒音型建設機械の指定に関する件	二九	80	一八
二六三	低振動型建設機械の指定に関する件	二九	80	一八
二六四	建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示	二九	80	一八
二六五	地質調査業者登録規程の一部を改正する告示	二九	80	一九
二六六	平成十四年国土交通省告示第八百二十三号の一部を改正する件	二九	80	二〇
二六七	既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件	二九	80	二〇
二六八	特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件	二九	80	二〇
二六九	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示	二九	80	二〇
二七〇	日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示	二九	80	二〇
二七一	不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示の一部を改正する件	二九	80	二〇
二七二	平成十二年建設省告示第二千三百六十五号の一部を改正する件	二九	80	二〇
二七三	耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件等の一部を改正する告示	二九	80	二〇
二七四	階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件	二九	80	二〇
二七五	建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件	二九	80	二〇
二七六	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する件	二九	80	二〇